

配慮を希望する皆さんへ

障害学生とは...

身体的・精神的な心身の機能の障害により、学生生活を営む上でその人にとって「壁」となるような制限を継続的に受ける状態にある学生を指します。

視覚・聴覚障害

肢体不自由

内部障害

発達障害

精神障害

など

合理的配慮とは...

大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」です。

本学では、「名古屋経済大学 障害学生支援基本方針」に基づき、障害のある学生一人ひとりの修学支援の要望に基づき、大学の関係部署が緊密に連携・協力して個別対応を行います。

合理的配慮とは、教育の機会を提供するものであり、単位修得を約束したり、出席を保証するものではありません。

合理的配慮のプロセスは、支援要望書の提出をもって開始します。支援要望書の提出以前に遡っての配慮は行いません。

合理的配慮に該当しないものの例

- ・教育(到達)目標や公平性を損なうような変更・調整を求める内容
- ・実現可能性に乏しい内容
- ・本人の希望と異なる内容

合理的配慮は、双方の建設的な対話に基づいて合意のうえ、提供されるものであり、障害学生の要望をすべてそのまま受け入れるものではありません。

合理的配慮に該当しないと判断される場合には、その理由や代替手段等を説明し、理解を得るよう努めます。

合理的配慮の申請の流れ

1. 相談(ご本人、関係教職員からの紹介など)

- 合理的配慮の相談窓口は、学生相談室及び医務室です。直接相談するか、電話・メールなど連絡しやすい方法でお問い合わせください。ご家族や、教職員からのご相談も対応しています。
- 配慮依頼申請には時間を要する場合がありますので、早目のご相談をお勧めします。
- 学期の途中からの相談でも受け付けますが、**遡っての配慮は対応できません。**

2. 面談(建設的対話)

- 支援チームによる面談を行い、以下の内容を確認し、書類の作成を行います。
 - (1) 学生・保護者等、関係の方からの支援要望の聞き取り
 - (2) 支援内容の検討(できること、できないことのすりあわせ)
 - (3) 履修登録のサポート
 - (4) 支援要望書の作成・受理
 - (5) 配慮依頼書の作成
- ※別途必要な場合は、教授会・大学合同学生生活支援委員会で審議を行います。

3. 支援開始

- 学務総合センターから科目担当者へ要配慮の連絡を行います。
- 配慮依頼書を科目担当者へ手渡しします。(原則、学生のみなさんが行います)**
 - そこでは、授業に出席できないときはどうしたらいいかなど、具体的な配慮の内容について相談してください。
 - ※授業を欠席した場合は、当該授業から一週間以内に配慮を求める内容の連絡をする必要があります。**
- 科目担当者への配慮依頼書の手渡しが完了したら、支援開始です。

4. 振り返り

- 半期終了後、配慮内容の妥当性について検討するとともに、次学期も配慮を希望するかどうかの確認を行います。
- 希望する際には、2. 面談に戻り、再申請します。